

医療情報取得加算・医療 DX 推進体制整備加算に係る掲示について

当院は保険証を紐づけしたマイナンバーカード（マイナ保険証）を用いて医療情報を取得できる体制（オンライン資格確認システム）を整備しております。マイナンバーカードを利用し医療 DX を推進するための体制として、以下の項目に取り組んでいます。

- オンライン請求を行っています。
- オンライン資格確認を行う体制を有しています。
- 電子資格確認を利用し取得した診療情報を、診察室で閲覧又は活用する体制を有しています。
- 電子処方箋を発行する体制を導入予定です。
- 電子カルテ情報共有サービスを活用できる体制については当該サービスの対応待ちです。
- マイナンバーカード健康保険証利用の使用について、声掛け・ポスター掲示を行っています。
- 医療 DX 推進の体制に関する事項及び質の高い診療を実施するための十分な情報を取得し、それを活用して診療を行うことについて、院内及びウェブサイトに掲示しています。

マイナ保険証や問診表等を通じて患者様の診療情報を取得・活用することにより、質の高い医療の提供に努めています。正確な情報を取得・活用するためマイナ保険証の利用にご協力をお願いいたします。

上記の体制整備に伴い、「医療 DX 推進体制整備加算 5」（9 点、月に 1 回）を令和 7 年 10 月 1 日より算定しています。また、マイナ保険証利用の有無により、診察料に下記の加算が加わりますのでご了承ください。

◆医療情報取得加算

- ① 初診時（月に 1 回）：1 点
- ② 再診時（3か月に 1 回）：1 点

令和 7 年 10 月 1 日
石岡第一病院
病院長